

宇検村公共ライドシェア業務委託仕様書

1. 業務の名称

宇検村公共ライドシェア業務委託

2. 業務の目的

宇検村の公共交通ネットワークは、タクシー事業所がなく、廃止代替路線で路線バスが2系統あるが運行本数が少なく「交通空白地」となっている。また、バス事業所においては、運転手不足や運転手の高齢化が進み、新たな運行が難しい状況である。

本事業は、村が実施主体として道路運送法第78条第2号に基づく自家用旅客有償運送、いわゆる「公共ライドシェア」を導入することで、交通空白の解消を図るとともに、持続可能な公共交通サービスを構築し、村民等の移動手段の確保や外出の機会を創出することを目的とする。

なお、導入あたっては、利用者ニーズの把握及び運行内容の検討等を行いつつ、「公共ライドシェア」が交通空白解消の手段となるか検証を行うため、実証運行により始めるものとする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで。なお、実証運行開始日は令和7年10月1日からとし、変更がある場合は本村と受託者において協議する。

4. 業務委託上限額

31,900千円（消費税、地方消費税を含む。）

5. 業務内容(1) 運行内容

本事業は、交通空白の解消を図るため、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送として、公共ライドシェアを実証運行するもので、運行内容については、次のとおりとする。

項 目	内 容
実施主体	宇検村
運行区域	宇検村内全域（ただし、発着地の一方が村内とした、村外への運行も可能とする）
乗降方式	ドアツードア方式
実証運行開始日	令和7年10月1日
実証期間	令和7年10月1日から令和8年2月27日まで

(2) 業務内容

① 基礎データ収集・分析に関する業務

公共ライドシェアの実証運行にあたり、宇検村地域公共交通計画を策定した際のアンケート結果を分析し、システムの構築・運用、業務進捗管理、導入までの支援及び運営に係る支援業務を行うものとする。また、利用者がより利用しやすいシステムの設計と運行体系となるよう随時調整を行うこと。

② 配車アプリ等のシステム開発・導入及び保守・運用に関する業務

ア 公共ライドシェアに関わる、配車アプリ等のシステム開発・導入を行うこと。

イ 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、本村及び運行管理事業者からの連絡・問い合わせに対応する窓口を設けること。

ウ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について本村に随時報告すること。

エ システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

オ システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うことができ、必要に応じて本村へ連絡する体制を確立していること。

③ 運転者募集等に関する業務

ア 研修の実施等支援体制の構築

(ア) システムの円滑な運用となるよう、本村、運行管理事業者、オペレーター、運転者等の運営関係者への説明・指導を実施すること。

(イ) 住民説明会等における利用者への説明・指導に係る支援を行うこと。

イ 運転者の募集・採用支援

(ア) 運転者の募集及び採用に係る業務の支援を行うこと。

(イ) 採用となった運転者に大臣認定講習（交通空白地有償運送運転者講習）の手配を行うこと。

④ 車両の導入に関する業務

ライドシェアに使用する車両に設置するドライブレコーダー、貼付するステッカーのデザイン及び発注等、車両及び運転者の運行に関わる備品等の整備を行うこと。

⑤ 実証事業に関する業務

ア システムの導入までの準備及び導入後の運用に至るまで、本村と適宜打ち合わせを行い、進捗管理や運行状況について相談・支援を行うこと。

イ 関係者（運行管理事業者、運輸支局等）への説明、協議にあたり、業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理など、合意形成に向けた相談・支援を行うこと。

ウ 本事業に活用できる補助金、制度等について、精査し本村に提案するほか、書類作成、申請等の支援を行うこと。

エ 運行管理業務を担う交通事業者が当該業務を行うための必要な準備行為等に関し、相談・支援を行うこと。

オ システム導入にあたっての運行体系構築に向けた準備等について、相談及び支援を行うこと。

カ 利用促進に向けたチラシの作成、説明会等の実施にあたり、業務範囲に係る企画の立案、資料の準備、説明事項の整理等について、相談・支援を行うこと。

キ システム導入後の利用実績や利用者の新たな要望により運行体系の改善が必要と判断された場合、本村と適宜協議の上、運行改善に向けた相談・支援を行うこと。

ク 実証運行の検証及び本格運行に向けた相談・支援を行うこと。

⑥ 車両の導入・改造に関する業務

公共ライドシェアの運行を行う際に使用する車両の購入に関する相談・支援を行うこと。

ア 購入する車両の台数は、3台とする。

イ 車両は、乗降性に優れたスライドドア付きハイブリッド車（HV）で、5～8名乗車可能なものとする。

⑦ その他ライドシェア運営等支援業務

上記①から⑥の業務のほか、ライドシェアの導入から実証運行の開始・運用に至るまで、本村において必要となる業務について、相談・支援を行うこと。

（3）システム概要

① システムは、効率的な運行ルートの作成及び運転者への的確な運行指示を支援する目的で、（5）に掲げる要件をすべて満たす「配車システム」「ユーザーアプリ」「ドライバーアプリ」及び「オペレーターツール（管理者用web）」の機能を備えたクラウド型システムで構成されること。

② ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も備えること。

③ その他別途仕様詳細に準備すること。

（4）システムの提供範囲

① 村内全域を運行区域として配車及び運行指示を行うものとする。

② 各車両は乗り合いで運行されるものとし、乗車地又は降車地のいずれかが村内とする予約であって、かつ、運行区域内に所在する予約について、ドアツードア型の乗降方法にて乗降可能とする。

(5) システムに関わる要件

① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）

- ア AIを活用した効率的な自動配車及び自動ルート生成が可能であること。
- イ 別途指定する運賃を自動で算出し、事前に、及び乗客の降車時に表示できること。
- ウ 利用者からの予約（電話、アプリケーション）を受付、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- エ 電話による予約受付については、オペレーターによるオペレーターツールへの手動登録ができること。
- オ 操作における応答時間は、ユーザーにストレスを与えないレスポンスを確保すること。
- カ 予約受付方法は、「事前予約」「即時予約」方式の双方に対応すること。
- キ 通行不可道路の設定が可能であること。
- ク 運行車両の座席数等、車両情報の登録が可能であること。
- ケ 予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用者・ドライバー登録情報等を速やかに確認できること。
- コ 複数の交通モードの導入に備え、ライドシェア、デマンド交通及び路線不定期運行のすべてについて単一のシステムで配車できるものであること。

② ユーザーアプリ

- ア 予約システムは拡張性のある専用アプリとして提供すること。
- イ 予約の確定及び予約状況の確認、予約のキャンセル、乗降地点並びに車両位置情報の確認ができること。
- ウ 乗車人数及び乗車希望時間を任意に指定することができること。
- エ iOS及びAndroidの双方に対応すること。
- オ 乗降場所は、乗降場所検索により選択できる、または地図上で選択することができること。また、お気に入り地点等から設定することが可能であること。
- カ 予約内容が利用者に対して通知される仕組みを有していること。
- キ 乗車前に利用者に対してリマインド通知が行われる仕組みを有していること。
- ク 乗車後、利用者がアプリ上で評価を行い、管理者が閲覧できる機能を有していること。

③ ドライバーアプリ

- ア iOS及びAndroidの双方に対応すること。
- イ 利用者の乗降場所や運行ルートを表示する等、ドライバーに対するナビゲーション機能を有していること。

- ウ 予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有していること。
- エ 運行予定、運行ルートや利用者の情報等を確認できること。また、運行に必要な利用者に関する情報（乗降場所に関するメモ等）をドライバーに通知する機能を有していること。
- オ 乗車場所への到着、降車場所への到着等の各時点で、画面上のボタンを押下する等により、運行状況をシステムサーバに送信する機能を有していること。
- カ インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。

④ オペレーターツール（管理者用web）

- ア 運行車両の予約状況、運行ルート及び位置情報を確認できること。
- イ 予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用登録車の情報をタブの切り替えにより速やかに確認できること。
- ウ 利用登録車の情報を氏名、住所、電話番号等により容易に検索できること。また、利用者情報の登録、修正、削除、検索ができること。
- エ 運行に必要な利用者に関する情報（乗降場所に関するメモ等）を補足で入力することができ、ドライバーと共有する機能を有していること。
- オ 予約状況の一覧表示並びに予約情報の登録、修正及び削除ができること。
- カ 車両トラブル等の以上が発生した場合に、新規の予約受付を停止することができること。
- キ 運行する車両及びドライバーシフトの登録、修正、削除ができること。
- ク 利用者に対して通知を行う機能を有していること（災害等による運休状況、キャンペーンの告知等）。
- ケ オペレーターの操作記録及びシステムの動作記録が保存され、オペレーターツール上で確認できること。
- コ 利用者情報、乗降場所情報、予約情報、運行実績等の運行データを蓄積し、必要に応じて、Excel、CSV等のファイル形式によりダウンロードできるレポート機能等を有していること。

（6）システム保守・運用支援要件

① システム保守・運用に関わる要件

- ア 運行期間中は、本村、運行管理事業者、オペレーターからの電話または電子メール等による問い合わせに対応すること。ただし、緊急の場合においてはこの限りでない。
- イ クラウドセンター内のセキュリティは、多段階のセキュリティシステムにより24時間365日体制で監視を実施すること。
- ウ システムサーバ及びその内部データへの不正アクセスに対して、ファイアウォー

- ルやウイルス対策ソフト等の対策を講じてセキュリティを高めること。
- エ システムの利用にあたっては、IDとパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。
- オ 各職員の職務や職位に応じたアクセス制御を実施し、不正接続、情報漏えい、データ改ざんを防止する措置を執ること。
- カ システム操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。

② システム操作研修に関わる要件

- ア システム運用開始前に、本村、運行管理事業者、オペレーター、ドライバーへの利用方法の操作研修を行うこと。なお、各受講者が操作方法について十分に理解できるよう実施することとし、実施回数については本村と協議の上決定するものとする。
- イ 研修にあたって、研修計画を作成し、事前に所管課の承認を得ること。
- ウ 研修の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとし、研修内容について本村と十分に協議を行うものとする。
- エ 研修会で使用するテキストは受託者が準備すること。
- オ 研修会場及び研修に要する備品（プロジェクター、スクリーン等）は本村が準備するものとし、車載器端末等は受託者が準備するものとする。

（７）その他の提案

受託者は、本業務の目的等を勘案し、専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案をするものとする。

（８）成果品

① 成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおりとする。

- ア ライドシェアシステム一式
- イ プロジェクト計画書
- ウ システム設定書
- エ 保守・運用に関する体制図
- オ ユーザーアプリマニュアル
- カ ドライバーアプリマニュアル
- キ オペレーターツールマニュアル
- ク 議事録
- ケ 成果品に関する電子記録媒体（PDFファイル等）
- コ その他業務項目において作成した根拠資料等

② 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は本村の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

③ 成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく成果品を業務完了届とともに本村に提出し、成果品については所管課立ち会いの上、本村の検査を受けるものとする。

6. 業務遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する者を配置するものとする。

7. 提出書類

受託者は、本業務の着手に先立ち、次の書類を本村に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務行程表
- (2) 主任技術者の選任届
- (3) その他本村が指示する関係書類

8. 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た内容等一切事項について、いかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行い、個人情報の漏えいが起きないように細心の注意を払うものとする。
- (2) 受託者は、成果品（委託業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

9. 著作権

作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本事業により作成された成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、受託者に帰属するものとする。ただし、成果品に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本事業の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術及び情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本村は、本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利

用できるものとする。

- (3) 受託者は、本村に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

10. その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (3) 委託料の請求及び支払いについては、受託者決定後、本村と受託者の協議により決定するものとする。
- (4) 契約期間終了時（新たに同様の契約を締結し、事業を継続する場合を除く。）には、蓄積されたすべてのデータを委託者に無償で引き継ぐこと。データ形式は CSV 形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、受託者に発生する費用については、別途請求しない。
- (5) 実証運行開始後に本業務に関わる不適合が判明した場合は、受託者が無償で改修するものとする。
- (6) 本仕様書については、受託者と所管課による協議のうえ、必要に応じて変更する場合がある。
- (7) この基本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又はこの基本仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議のうえ、受託者は本村の指示に従い業務を遂行するものとする。

11. 所管課

宇検村役場企画観光課 担当：重山

住 所：〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾9 1 5 番地

電 話：0997-67-2218（直通）

E-mail：kikaku@uken.net

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返

還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第 9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第 10 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 11 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。